別表十四（二）付表　記載要領

1　この表は、公益社団法人又は公益財団法人が令第73条の２第１項（公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「公益充実活動等ごとの当期積立基準額等の明細」の各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該事業年度が当該公益充実活動等（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第23条第１項第１号（公益充実資金）に規定する公益充実活動等をいう。(2)において同じ。）の同項第２号イに掲げる実施時期の開始の日の前日の属する事業年度（(2)において「最終積立年度」という。）である場合にあつては、「$\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{当該事業年度開始の日から実施時期開始日の前日までの月数}}$ ㉕」の欄は、「$\frac{\text{当該事業年度開始の日から実施時期開始日の前日までの月数}}{\text{当該事業年度開始の日から実施時期開始日の前日までの月数}}$ ㉕」として記載すること。

(2)　当該事業年度が最終積立年度後の事業年度である場合にあつては、「公益充実活動等ごとの当期積立基準額等の明細」の各欄（当該公益充実活動等に係る部分に限る。）は、記載を要しない。

別表十四㈠付表一及び別表十四㈠付表二を削る。

別表十四㈡の記載要領中「同条第２項又は」を削る。

別表十六㈠の記載要領第１号を次のように改める。

1　この表は、法人の減価償却資産につき、旧定額法（令第48条第１項第１号イ(1)（減価償却資産の償却の方法）に規定する旧定額法をいう。別表十六(五)において同じ。）又は定額法（令第48条の２第１項第１号イ(1)（減価償却資産の償却の方法）に規定する定額法をいう。別表十六(五)において同じ。）により当該減価償却資産の償却限度額（法第31条第１項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定による減価償却資産の償却費として損金の額に算入する金額の限度額をいう。以下別表十六(五)までにおいて同じ。）その他償却費の計算を行う場合に記載すること。この場合において、租税特別措置法第52条の２第１項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）(震災特例法第18条の５第１項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する特別償却に関する規定（以下別表十六(五)までにおいて「特別償却に関する規定」という。）の適用を受けるときは、当該特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を別紙に記載して添付すること。

別表十六㈠の記載要領第十１号(1)を次のように改める。

(1)　「租税特別措置法適用条項　㉛」の欄は、特別償却に関する規定の適用を受ける場合にその条項を記載し、同欄の括弧の中には、当該特別償却に関する規定に係る特別償却割合（特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額の計算の基礎となるその特別償却に関する規定に規定する取得価額、基準取得価額又は普通償却限度額に乗ずる割合をいう。以下別表十六(五)までにおいて同じ。）を記載すること。なお、当該特別償却に関する規定が震災特例法の規定である場合には、同欄中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法」として記載すること。

別表十六㈠の記載要領第十１号㋑中「(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)」を削り、同第十一号中「(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)」を削り、同第十四号中「(減価償却資産の償却の方法)」を削る。

別表十六㈡の記載要領第１号を次のように改める。

1　この表は、法人の減価償却資産につき、旧定率法（令第48条第１項第１号イ(2)（減価償却資産の償却の方法）に規定する旧定率法をいう。別表十六(五)において同じ。）又は定率法（令第48条の２第１項第１号イ(2)（減価償却資産の償却の方法）に規定する定率法をいう。別表十六(五)において同じ。）により当該減価償却資産の償却限度額その他償却費の計算を行う場合に記載すること。この場合において、特別償却に関する規定の適用を受けるときは、当該特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を別紙に記載して添付すること。

別表十六㈡の記載要領第十一号㈠を次のように改める。

(1)　「租税特別措置法適用条項　㉟」の欄は、特別償却に関する規定の適用を受ける場合にその条項を記載し、同欄の括弧の中には、当該特別償却に関する規定に係る特別償却割合を記載すること。なお、当該特別償却に関する規定が震災特例法の規定である場合には、同欄中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法」として記載すること。

別表十六㈡の記載要領第十五号㋑中「(減価償却資産の償却の方法)」を削る。

別表十六㈢の表中「旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」を「旧生産高比例法又は生産高比例法若しくは生産高等比例法による減価償却資産の償

「							
却額の計算に関する明細書」と、	鉱山の命数	当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	同上の期間内における採掘予定数量	経済的採掘可能数量	を	鉱区又は貯留区域の採掘予定年数又は注入予定年数	耐用年数	同上の期間内における採掘予定数量又は注入予定数量	経済的採掘可能数量又は経済的注入可能数量	と、「	鉱量１トン当たり償却金額 ㉓ / (⑱又は⑲のうち少ない トン数) 」